

平安時代の古文書（一）：特にその分布について

竹内，理三

<https://doi.org/10.15017/2335151>

出版情報：史淵. 54, pp.1-39, 1952-12-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

平安時代の古文書 (一)

——特にその分布について——

竹 内 理 三

一

奈良時代の文書は、正倉院に伝えられたいわゆる正倉院文書をその主要部分として、東京大學史料編纂所から出版された大日本古文書二十五冊によつて學界に紹介されたものは、筆者の算えたところによれば、一萬二千通に及んでゐる。寧樂遺文。卷上解説その後、この大日本古文書所収以外の奈良時代文書が間々発見されることがあるが、その數は極く僅かである。従つてこの數を以て、ほどこの時代の現存文書數と考へることができよう。

奈良時代七十五年間に對して、天應元年（AD七八一）に始まり、壽永四年（AD一一八五）に至る約四百年の永い期間を占める、平安時代の古文書は、然らばどの位現存するであらうか。

二

この時期の文書で、その本文を傳えてゐるものは、その數決して少くない。六國史以後、國史の編修が行はず、そのため政治的史料を生のみ保存することが、時の爲政者にとつて必要となつたことや、政治そのものが形式化して、典禮故實として文書が保存されたこと——朝野群載や本朝文粹の如き文例集的編纂物がつくられたこと——などが、その重なる原因である。従つて、平安時代の文書が多くのことつてゐるといふても、かうした意味の編纂物として傳へられてゐるも

のを含んでのことである。

先づ編纂集成された文書集として第一にあぐべきものは、「類聚三代格」であらう。この書が、弘仁格・貞觀格・延喜格を項目別に類聚したものであるので、そのもととなつた此等の格があれば、それを擧げるべきであるが、今日では、弘仁格の目録の一部が傳はつてゐるにすぎない。類聚三代格は、大寶元年（AD七〇〇）から延喜七年（AD九〇二）に至る二世紀の間の詔、勅、太政官符の本文をそのまま集めたもので、

- 大寶一通 慶雲五通 和銅四通 靈龜一通 養老一二通 神龜八通 天平一七通 天平勝寶一一通 天平寶字二三通
- 天平神護一〇通 神護景雲四通 寶龜二四通 天應三通 延曆一三九通 大同八五通 弘仁一三六通 天長六七通
- 承和九七通 嘉祥二〇通 仁壽一六通 齊衡二二通 天安八通 貞觀一五二通 天慶五五通 仁和一八通 寛平八八通
- 昌泰二一通 延喜二六通

合計九五〇通を収めてゐる。ただこの文書集は、その目的が政治の實際面に資する目的を以てつくられたものであるため、その内容が主となり、文書の体裁については、主者、奉行者の署名などは、殆んど省略されて、文書の全貌を傳えてゐないことと、本朝書籍目録には三十卷とあるのに、今日では卷九・卷十一・卷十三及び卷二十一以下を欠いてゐることは、遺憾である。

類聚三代格は、後二條師通記寛治二年四月五日の條の裏書にその名がみえるので（AD一〇八八）、少くともそれ以前につくられたものであることが知られるが、政事要略にはまだ引用されてゐない。これに^{用されてゐない。}いであぐべきものは、保安二年（AD一一二二）に成つた「類聚符宣抄」であらう。これは、類聚三代格には收められてゐない宣旨・官符及び解状などを、事項別に類聚編集したもので、左大史壬生家に傳へられたので、一名「左丞抄」ともいわれる。元來十卷であつたものが、鎌倉時代には、既にその中の卷二・卷五の二卷を逸して、現在では八卷を存してゐる

書陵部編「圖書寮典籍」
解題續歴史篇」法制部

似てゐるが、その目的は、彼が政治の運行の實際面の参考とするものであるに對し、此は、左大史として、公文書作成の
 文例としてつくつたものであるので、文書を節略することなく、全文を擧げ、且つまた、内印とか外印とか省印とかの印
 まで記入し、更には、例へば、「一件官符捺外印賜式部、々々作補任捺省印進官、々々作符捺内印賜了」とか
卷一諸神官司
補任事萬壽二
 年三月五日、「給外印符於式部、々々申補任、次給内印任符」同上唐保二年二月、十九日太政官符
 太政官符
 并大神宮」とか註して同上長徳元年八月、廿五日太政官符、文書發行の手續まで記してあつて、古文書學上からも、有力な資料である。所收
 の年代は天平九年六月廿六日の太政官符から始まつて、寛治七年正月十九日の宣旨に至る、次の如くである。

天平二通 延曆四通 大同三通 弘仁三通 天長二五通 承和一五通 齊衡一通 天安一通 貞觀一六通 元慶一
 六通 仁和二三通 寛平七通 昌泰三通 延喜七三通 延長二五通 承平三二通 天慶四三通 天曆八二通 天徳九
 通 應和二八通 康保五五通 安和二〇通 天祿五通 天延二通 貞元六通 天元八通 永觀五通 寛和四通 永延
 一五通 永祚一通 正曆一〇通 長徳一〇通 長保二三通 寛弘一〇通 長和一三通 寛仁一〇通 治安六通 萬壽
 二九通 長元二〇通 長曆六通 治曆七通 延久四通 寛治五通

で、合計七二七通。類聚三代格が、その大部分を太政官符を以て埋めてゐるに對し、符宣抄は、宣旨四六八、官符一二
 五、其の他で、宣旨が壓倒的に多いのも、特徴的である。特に類聚三代格以後、他に官府の文書を傳へたものが絶無とな
 つた延長以後の文書を數百通傳へてゐるのは、この文書集の編纂者にとつて大きな功績である。いわゆる延長の風土記と
 稱せられてゐるものが撰進せられたことが知られるのも、本書に收められた延長三年十二月十四日の太政官符が唯一の史
 料であるし、六國史の後に、撰國史の事業が繼續せられてゐたことも、これに收められた撰國史所干係の宣旨によつて
 知られるのである。この類聚符宣抄に對して、假りに「別聚符宣抄」と名づけられた一卷がある。これは舊廣橋伯爵家に
 傳へられ、今は東洋文庫の架藏に歸したもので、もと何卷のものであつたか、知る由もないが、現存の卷には、延喜二年

四月十三日の官符から、天祿二年七月十九日の官符に至る。

延喜五五通 延長一四通 承平二〇通 天慶一一通 天曆一四通 康保一通 天祿一五通

の合計一三〇通の宣旨及び官符を傳えてゐる。然しこの書では、宣旨も官符も間々節略してゐるし、類聚符宣抄や政事要略に引用されてゐるものと重複してゐるものもある。本書の書名はこれを國史大系に収められた黒板勝美博士の命名である。

以上の文書集は、何れも平安時代につくられたものであるが、それ以後につくられた魚魯愚抄や魚魯愚抄は洞院公賢の著除目大成

抄などには、おびただし除目申文を收載してゐて、これ亦、平安時代の文書を傳えるものとして見逃すことのできないものであるが、これらは文書集そのものといふより、政事要略や法曹類林などと同じやうに、文書の外の各種の記録類と共に、編者の説明についての典據として收められてゐるものであるので、しばらく論外におくとしても、なほ見逃し得ぬものは、「永久之曆丙申之年」(AD一一一六)編者三善爲康の自序のある「朝野群載」である。これは文書ばかりでなく、詩文をも含むが、文筆・朝儀・神祇官・大政官外記史・攝録家・公卿家、等の項目に分けて、詩文及び公私文書を類聚したもので、この書よりやく先立つところの藤原明衡によつて集録された「本朝文粹」が、詩文章を主として類集したのに對して、文書を主体としてゐるところに、文書集としても取扱はれる價值をもつてゐる。然しこの書もその序文には三十卷とあるのに、その中の十・十四・十八・十九・二十三・二十四・二十五・二十九・三十の九卷を缺いてゐる。所收の文書は、延暦三年九月八日の大納言藤原繼繩の奉納興福寺寶物牒に始まり卷七攝録家長承元年十二月廿日中納言顯雅消息に至る。

延曆一通 大同一通 弘仁一通 天長一通 承和一通 嘉祥一通 仁壽一通 貞觀五通 元慶一通 仁和一通 寛平二通 昌泰二通 延喜七通 延長三通 承平三通 天慶五通 天曆一七通 天德五通 應和七通 康保二通 安和一通 天祿三通 天延六通 貞元一通 天元三通 永觀四通 寛和四通 永延三通 永祚二通 正曆二通 長徳六通

長保一三通 寛弘一三通 長和一〇通 寛仁三通 治安五通 萬壽六通 長元七通 長曆五通 長久八通 寛德一通
 永承八通 天喜六通 康平一五通 治曆七通 延久一九通 承保一四通 承曆一四通 永保一二通 應德三一通 寛
 治二七通 嘉保二七通 承徳一〇通 康和七一通 長治二五通 嘉承二七通 天仁一一通 天永二九通 永久四四通
 元永一一通 保安一一通 天治二通 大治一一通 天承七通 長承一通

合計六〇四通を収めてゐる。本書が永久丙申、即ち永久四年の自序をもちながら、永久以後のものも少からず収めてゐる
 のは、著者爲康が、保延^{長承}五年（A D 一一三九）九十一歳で歿するまで、漸次増補追加したものであらう

和田英松博士
一本朝書籍目

「證考」

以上のほかに、醍醐寺要書や醍醐寺雜事記、東大寺要錄、東實記、或は石清水八幡宮寺緣事抄など、寺院や神社のそれ
 ぞれの文書を集めたものも少くない。奈良時代の文書が、原本を多く今日に傳えてゐるのに對して、編纂されたものとし
 て傳へられてゐることは、平安時代の文書の著しい特色である。而も例へば醍醐寺雜事記卷十四・卷十五の文治二年當時
 の醍醐寺寶藏文書櫃目錄によれば、年號を記してゐる文書通數は、五百通以上を數えるが、今日残つてゐるものは、僅か
 に案文として數通を存するにすぎず、同書の卷十二・卷十三の二卷に免除證文として收載してゐる八十六通の文書によつ
 て、その一部分を傳えてゐるにすぎない。若しこれに醍醐寺要書の三十四通を加へるとしても、なほ五分一を少しすぎる
 程度にすぎない。以てこの時代の研究に、これらの文書集の占める重要さをうかがうことができよう。

三

醍醐寺の文書目錄に示された平安末に存した五百通以上の文書が、今日ではわずかにその五分の一しかうかがうことが
 できぬとしたならば、今日原本或は案文として残されてゐるこの時代の文書の蒐集と整理保存は、平安時代の研究者にと

つて急務でなければならぬ。

今日のこる平安時代の文書の原本又はそれに准ずる案文は、如何程あるであらうか。今日までのところ、極く個人的な消息類や、類型的な除目申文の類を除いて、管見に及んだ文書の数は、四千二百通である。若しこれに、除いた消息、申文、用ひ難い断簡類を加え、更に前項の文書集所収の文書を加えても、恐らくは一萬通を超えることはないであらう。奈良時代の一世紀足らずの間の一萬數千通に比べて、ほぼ四世紀にわたるこの時代が、それよりもなほ少い文書しか傳えてゐないことは、文書によるこの時代の研究を困難ならしめる所以である。この四千二百數十通の中、年號の明らかなもの及び年號の推定し得るものを年代順に整理すると、次のやうな分布を示してゐる。

延曆二七通 大同五通 弘仁一七通 天長八通 承和三一通 嘉祥一三通 仁壽一七通 齊衡五通 天安五通 貞觀四六通 元慶二通 仁和三通 寛平七通 昌泰一通 延喜三五通 延長一八通 承平九通 天慶一〇通 天曆一六通 天徳五通 應和三通 康保二三通 安和二通 天祿五通 天延三通 貞元三通 天元八通 寛和八通 永延一二通 永祚五通 正曆一四通 長徳一八通 長保七三通 寛弘三四通 長和八通 寛仁六通 治安一七通 萬壽一三通 長元六四通 長曆六六通 長久四一通 寛徳一一通 永承六六通 天喜二〇二通 康平九三通 治曆四〇通 延久六四通 承保四二通 承曆三四通 永保二四通 應徳四八通 寛治八六通 嘉保三七通 永長一九通 承徳二三通 康和一二四通 長治一一八通 嘉承三七通 天仁三三通 天永七三通 永久九四通 元永二三通 保安一〇〇通 天治四五通 大治一一四通 天承五四通 長承八八通 保延一二〇通 永治二五通 康治五〇通 天養三四通 久安五三通 仁平八五通 久壽三三通 保元三三通 平治六九通 永曆一二一通 應保七九通 長寛九五通 永萬五一通 仁安一〇〇通 嘉應七一通 承安一二三通 安元八六通 治承一六一通 養和四四通 壽永一二四通 元曆九二通

當然のことながら、時代を降るにつれてその通數は著しく増加してゐる。

次にこの文書の所在の地理的分布から見れば、

岩手縣 (括弧内の數字は「平安遺文目錄古文書編」における登録番號である)

一 中尊寺經藏文書 四通 (三〇〇、三〇四、三〇六、三〇五)

宮城縣

二 上遠野文書 (栗原郡大河口上遠野氏) 二通 (三六〇、三六七)

五 狩野亨吉氏蒐集文書 (東北大學現藏) 二〇通 (五九、五九、九〇、九三、九三、一六三、二八八、三三三、三三五、三四四、三四九、三六七、

三四四、三五九、三六一、三六六、三六九、三九四、三九五)

山形縣

四 市河文書 (米澤市伊佐早謙氏) 四通 (四二一、三三三、四〇〇、四三三)

茨城縣

五 榮山寺文書 (新治郡色川三中本) 一一通 (三五、四〇、四四、一七三、一七四、一七五、一四六、一六八、一六八、二八〇、二八四)

六 榮山寺文書 (水戸彰考館本) 七通 (三〇、三三、三四、四六、五一、六九、一四九)

七 鹿島大禰宜文書 三通 (三五、三六、三六)

八 鹿島護國院文書 一通 (七〇)

九 鹿島社文書 (楓軒文書纂所牧) 四通 (三五、四六、四六、四三)

一〇 菅孝次郎氏所藏文書 (東茨城郡) 三通 (三三、三三、一〇三) 主として東大寺文書である。

二 京八幡社文書 (色川三中本) 一通 (六四)

三 諸家文書纂 (彰考館本) 一通 (三四)

平安時代の古文書 (一)

一三 田所主税文書(楓軒文書纂所收)二通 (三六五、三六六) 但しこれは安藝國在廟田所氏の文書である。

一四 大宮司文書 一通 (三六一)

一五 吉田社文書(楓軒文書纂所收)二通 (三六〇、三六七)

栃木縣

一六 園田文書(山田郡園田愛太郎氏)一通 (三六五)

千葉縣

一七 大禰宜文書 二通 (三三七、三三九)

一八 香取文書(香取文書纂)五通 (二四〇、二六六、三三三、三三九、三六七)

一九 香取文書(楓軒文書纂所收)五通 (四四〇、三五七、三三六、三三四、三六三)

二〇 香宗我部傳證文(香宗我部順氏)一通 (四〇九)

埼玉縣

二一 根岸武香氏所藏文書(大里郡胃山村)三〇通 (四一、四二、一〇一、一七、一九、三〇、三三、三七、三六、三九、三三、三四、七三、七六、

一〇五、一〇八、一〇九、一〇三、一三九、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五) 東大寺文書東寺文書

觀世音寺文書などを蒐集したものである。

東京都

二二 赤星鐵馬氏所藏文書 二通 (五〇、四三)

二三 井上恒一郎氏所藏文書 一通 (三五) 有名な尾張國解文の弘安寫本である。從來缺けてゐた年號日付を有する點、ま

た同解文最古の寫本である點で貴重である。

一〇六 明王院文書 一通 (二六七)

一〇七 坂本蓮華院文書 (古文書纂所收) 一通 (三三八)

三 重 縣

一〇八 御塩殿神庫文書 二通 (一〇七、一〇八)

一〇九 近長谷寺文書 一通 (二六七)

一一〇 四天王寺文書 (津市) 五通 (九六、一三六、二二九、二三〇、二三二)

二一 神宮文庫文書

イ 神宮雜書文書 四通 (二六五、二七九、三〇六、三〇九)

ロ 神宮文庫文書 二通 (一三、一七三)

ハ 櫟木文書 一九通 (三二七、三二八、三二九、三三〇、三三一、三三二、三三三、三三四、三五四、三五五、三五六、三五七、三五八、三五九、三六〇、三六一、三六二、三六三、三六四、三六五、三六六、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七一、三七二、三七三、三七四、三七五、三七六、三七七、三八〇、三八一、三八二、三八三、三八四、三八五、三八六、三八七、三八八、三八九、三九〇、三九一、三九二、三九三、三九四、三九五、三九六、三九九)

ニ 天 養 記 一〇通 (三二六、三二八、三五〇、三五二、三五三、三五四、三五五、三五八、三五九、三六〇)

めたものである。 相馬御厨に関する文書である。 大庭御厨に関する文書を集

ホ 類聚神祇本源裏文書 四通 (三五五、三五七、三五八、三五九)

二三 東大寺文書 (三國地誌所收) 一一通 (七九、七五、七九、二八〇、二九〇、三〇九、八三三、三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇) 三國地誌古文

書の巻に収めたもの中、他に所見のない東大寺文書のこの時代のもののみを挙げたものである。

二三 二見郷文書 (宇治山田市神巫清白氏) 七通 (四二、四三、四八、二二六、三三〇、三九九)

二四 妙高寺文書 二通 (三三三、三四四)

平安時代の古文書 (一)

三三 酒井清太郎氏所藏文書 (松江市) 一通 (四三〇) 嚴島神社文書である。

山口縣

三四 草薙家證文 (池田常吉氏) 一通 (九六六)

三五 久利文書 (玖珂郡岩國町久利圭一氏) 五通 (九三三、三〇五、二〇五、三五六、三四九)

三六 益田家什書文書 (阿武郡益田精祥氏) 六通 (九〇四、四〇五、四〇五、四〇四、四〇五、四一五)

三七 毛利家文書 三通 (三七六、三七七、三七八)

徳島縣

三八 八銓神社文書 (那賀郡長生村) 一通 (三〇三)

香川縣

三九 金比羅宮所藏文書 (琴平町) 五通 (六、六、二四、三七、一四四) 東大寺文書・春日神社文書・松尾神社文書等を收む。

高知縣

四〇 土佐國蟲簡集 四通 (二六八、三三三、三四二、三四四)

福岡縣

四一 梅津文書 (三潞郡梅津多喜藏氏) 二通 (七〇一、三六五) 當地の北野天満宮田樂政所に關する文書である。

四二 大泉坊文書 (福岡市) 二通 (三五六、三五七)

四三 田代文書 (三井郡田代太郎八氏) 七通 (三三三、三三八、四〇〇、四〇四、四〇八、四〇九) 和泉國御家人田代氏の文書である。

四四 鷹尾神社文書 (山門郡大和町) 二通 (三五五、三五六)

三〇 立花家所藏文書（柳河市）

イ 大友文書 一通（一九五九）

ロ 保足文書 三通（三七五、三七五、三九七）

三一 宗像神社文書（宗像郡田島村）一通（三〇九）

佐賀 縣

三二 稻佐山文書（佐賀文書寮所收）一通（三七二）

三三 河上山古文書（佐賀郡川上村實相院）七通（二九九、一七九、一七九、一九五、四八四、五八六、三〇〇） 肥前國在廳の文書を多く含む。

三四 武雄神社文書（杵島郡武雄町） 三二通（三〇〇、一九三、一七七、一七五、一七五、一八〇、一八七、一八四、一八五、一八六、一八三、一九〇、

一八五、一九一、一九五、一九四、一九五、一九九、一九五、二〇五、三〇八、二八六、二九六、三〇五、三〇〇、三八七、三三〇、三四三、三五四、三五七、

三〇〇一）

長崎 縣

三五 鹿島由己氏所藏文書（對島嚴原町）一通（三〇〇） 對島下津八幡神社文書である。

三六 松浦家所藏文書（平戸）

イ 石志文書 四通（四六六、四九〇、三三三、四〇五）

ロ 觀世音寺文書 六通（四一、九四、九三、一〇六、一〇七、一四一）

熊本 縣

三七 阿蘇文書（阿蘇郡宮地町）八通（四七、四九、四六、四六、二六六、三〇七、三〇七、三〇九）

平安時代の古文書（一）

大分縣

- 三五 到津文書（宇佐郡宇佐町到津公胤氏）二通（三七、四三）
三六 宇佐大鏡所收文書（到津公胤氏本）一一通（二八三、二八四、二八七、二八八、二九〇、二九一、二九三、二九四、二九六、四三三、四四一）
三七 宇佐諸家文書集（小野龍坦氏採集）一通（二五五）
三八 小山田文書（宇佐郡宇佐町小山田貞夫氏）七通（三〇九、三二四、三三四、三三六、三三八、三六〇、三九六）
三九 說磨文書（北海部郡角子木村說磨源五氏）二通（四三三、三九五）
四〇 都甲文書（大分郡八幡村都甲一彌太氏）一通（三〇七）
四一 永弘文書（宇佐郡宇佐町永弘健氏）四通（四〇四、四九〇、四九七、四九九）
四二 樋田古文書（宇佐郡宇佐町樋田氏）四通（三三九、三七一、三三三、三六五）
四三 廣瀬貞治氏所藏文書（日田市）二通（二五三、二六七）この文書は、筑前糸島郡に本據を構えた松浦黨中村氏の文書で、江戸末廣瀬氏に歸したものである。

四四 宮師文書（大分市）一通（一九〇）

四五 柞原八幡神社文書（大分市）二七通（三〇七、四二、四七、四八、五一、五七、七二、七八、三〇、三五六、三五四、二五〇、二五七、三六五、

三七二、三七五、三七七、三七八、三六六、三五五、三五七、三三三、三四八、三〇五、三〇二、三五〇、三七六）

宮崎縣

四六 日下部系圖所收文書（宮崎市湯淺直氏藏）五通（三九七、三三三、三六三、三五五、三〇〇）日向國在廳に關する文書であるが、

若干疑がある。

四七 富山文書（北諸縣郡富山宜正氏）三通（三五四、三〇六、三六七）

二六 本田文書（東諸縣郡本田親由氏）一通（二七四）

鹿兒島縣

二六 入來院文書（薩摩郡入來院町）一通（三五五）

二六 桑幡元長氏所藏文書（始良郡）二通（三五三、三五三）

二六 國分氏文書（薩藩舊記所收）一通（三五五）

二七 權執印文書（薩藩舊記所收）二通（三〇三、三一一）

二七 順峯院文書（薩藩舊記所收）一通（三六七）

二七 島津家文書（鹿兒島市）三通（四二三、四二三、四三五）

二七 瀬戸口彌一氏所藏文書（始良郡清水村）一通（三九八）

二七 台明寺文書（島津家）二〇通（六〇〇、六〇四、六〇三、七〇四、八〇〇、九〇五、一〇〇五、三〇四、三〇五、三〇六、三〇九、二〇四三、二〇四四、三〇一、三〇六、

三三、三九、三四、三五、五六）

二七 調所氏文書（薩藩舊記所收）一通（七〇〇）

二七 永利氏文書（薩藩舊記所收）一通（三六三）

二七 二階堂氏文書（薩藩舊記所收）一通（三六三）

二七 新田八幡神社文書（薩藩舊記所收）一通（三七二）

二七 比志嶋文書（鹿兒島市比志嶋彦麿氏）一通（三四二）

其 他

二八〇 エール大學所藏文書 五通（七五、八〇、三六、三九四、三六） 何れも東大寺文書である。

二六一 岡本氏文書 (擁書漫筆所收) 一通 (三七〇)

二六二 清水寺縁起所收文書 三通 (二七、二八、二九)

二六三 後藤家文書 一通 (三五四)

二六四 古田 券 七通 (二〇四、三五五、三五六、三五七、三五八、三五九、三六〇)

二六五 法務御房初任次第裏文書 八通 (九一、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七一、三七二、三七三)

以上縣別にみると、北は岩手縣から南は鹿兒島縣に至る三十七都府縣に涉つて (青森・秋田・福島・群馬・岐阜・富山・愛媛の各縣を缺く) ゐるが、今これを、その所藏者と文書の内容の一致するものと一致しないもの、即ち、その家に傳來すべくして傳來せられてゐるものと、蒐集によつて所持せられて所有者と文書の内容とが無關係のものに類別すると次のやうになる。(前者をA類、後者をB類とする)

府縣名	A類	B類	計
京都府	七	一五	二二
東京都	五	一	六
和歌山縣	三	〇	三
奈良縣	二五	五	三〇
滋賀縣	二	一	三
鹿兒島縣	一三	〇	一三
茨城縣	六	〇	六
大分縣	一〇	一	一一
府縣名 <th>A類</th> <th>B類</th> <th>計</th>	A類	B類	計
大阪府	五	四	九
三重縣	五	一	六
神奈川縣	三	一	四
兵庫縣	二〇	四	二四
静岡縣	一三	〇	一三
福岡縣	二	〇	二
千葉縣	三	二	五
廣島縣	二	二	四
府縣名 <th>A類</th> <th>B類</th> <th>計</th>	A類	B類	計
山口縣	九	三	一二
新潟縣	七	〇	七
愛知縣	六	一	七
岡山縣	六	二	八
島根縣	六	二	八
佐賀縣	五	三	八
長崎縣	四	二	六
宮崎縣	四	〇	四
府縣名 <th>A類</th> <th>B類</th> <th>計</th>	A類	B類	計
山口縣	三	一	四
新潟縣	〇	三	三
愛知縣	一	二	三
岡山縣	二	一	三
島根縣	二	一	三
佐賀縣	三	〇	三
長崎縣	二	一	三
宮崎縣	三	〇	三

宮城縣	一	二	一	二	一	一	一	一	一
石川縣	二	〇	〇	二	〇	一	一	〇	〇
岩手縣	一	〇	一	一	〇	一	一	〇	〇
山形縣	〇	一	一	一	〇	一	一	〇	〇
栃木縣	〇	一	一	一	〇	一	一	〇	〇
埼玉縣	二	〇	〇	一	一	一	一	〇	一
長野縣	二	〇	〇	一	一	一	一	〇	一
福井縣	一	〇	〇	一	〇	一	一	〇	一
鳥取縣	一	〇	〇	一	〇	一	一	〇	一
徳島縣	一	〇	〇	一	〇	一	一	〇	一
香川縣	一	〇	〇	一	〇	一	一	〇	一
高知縣	一	〇	〇	一	〇	一	一	〇	一
熊本縣	一	〇	〇	一	〇	一	一	〇	一

右表で京都府が、最も多數を占め、而もA類においても最多數を示してゐることは、山城國平安京の所在地であることから當然の現象であるが、東京都が、その次位を占め、而もA類が僅か五であるに對し、B類が四五を示してゐることは、財力と文化の新興首都であることより生ずる現象であり、和歌山縣が、奈良縣の上位にあることは、高野山を中心とする平安朝文化の繁榮を物語るものといえよう。鹿兒島縣が滋賀縣と並んで、第五位にあることは大分縣の第七位にあることと共に、注目せられる。大分縣のが、主として宇佐神宮を中心としてゐるに對し、鹿兒島縣のは、在廳關係のものが多し。概してA類の數字は、ほとその地方の、平安時代の歴史的地位に相應すると考へることができようか。右表は、所藏者數から見たところであるが、これを文書通數から見れば、第四位にある奈良縣が斷然他を壓し、京都府がこれに次ぎ、東京都更にこれにつゞくこととなる。奈良縣では東大寺、京都府では東寺の文書が、この順位を決定するのであつて、この兩寺の文書は、少なからず寺外に流出したものと合せて、平安時代の研究に、重要な地位を占める所以である。

(未完)

Documents in the *Heian* 平安 Period

—Especially on their Distribution—

by R. Takeuchi

The manuscripts in the "*Heian* period" (from A. D. 781 to A. D. 1184) can be divided into two classes. First, documents transmitted in the form of the collection of old manuscripts edited by contemporaries, as *Ruijūsandaikyaku* 類聚三代格, *Chōyagunsai* 朝野群載 and *Ruijufusenshō* 類聚符宣抄; secondly, manuscripts Proper which have been preserved in temples and shrines from that time.

The latter amounting to some five thousand, are scattered almost all over the country, while manuscripts in the *Nara* period are conserved collectively in the *Shosōin* 正倉院, *Nara*. And many of them are found especially in *Nara*, *Kyōto* and *Tokyo*. This fact tells us that the historical development of civilization is reflected in the distribution of old manuscripts. At the same time, it would set forth that the civilization had spread at length, compared with the *Nara* period, all over the country.